

第

3

節

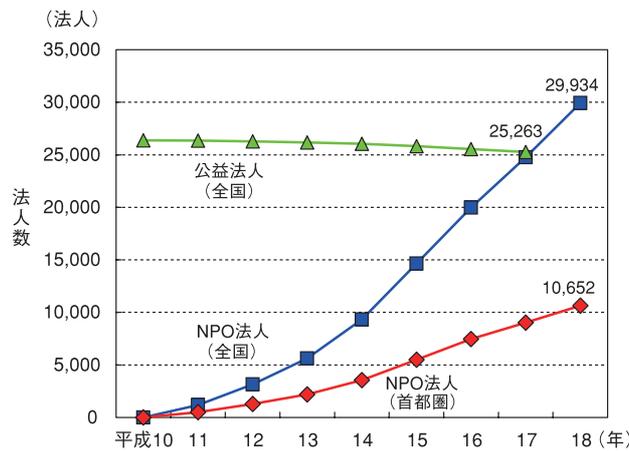
個人主体の多様な活動の展開

1. NPO法人の現状と多様な支援

(1) NPO法人の現状

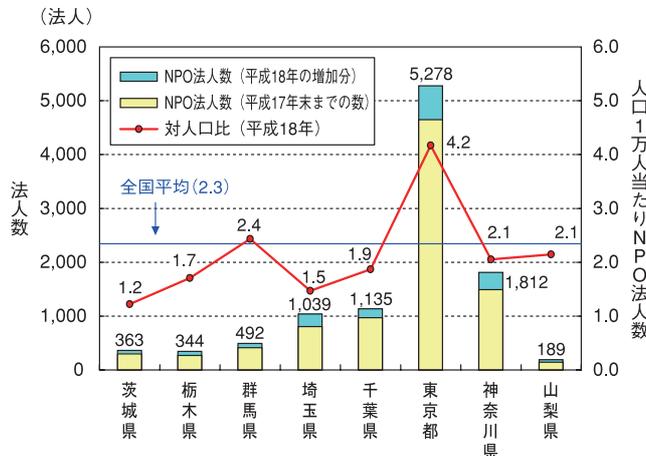
近年、福祉、環境、まちづくりなど様々な分野において、民間非営利団体による社会貢献活動が活発化している。特定非営利活動法人¹⁾(以下「NPO法人」という。)の数は、特定非営利活動促進法(以下「NPO法」という。)の施行以降、増加し続けており、平成18年末時点での認証法人数は全国で約30,000と、公益法人数を超える見込みである。首都圏においては、全国の約4割にあたる約11,000の団体がNPO法人として認証されている(図表2-3-1)。

図表 2-3-1 NPO法人数の推移



注：NPO法人数は各年12月末現在、公益法人数は各年10月1日現在の値である。
資料：内閣府資料及び「公益法人に関する年次報告」(総務省)により国土交通省国土計画局作成

図表 2-3-2 首都圏都県別のNPO法人の認証状況



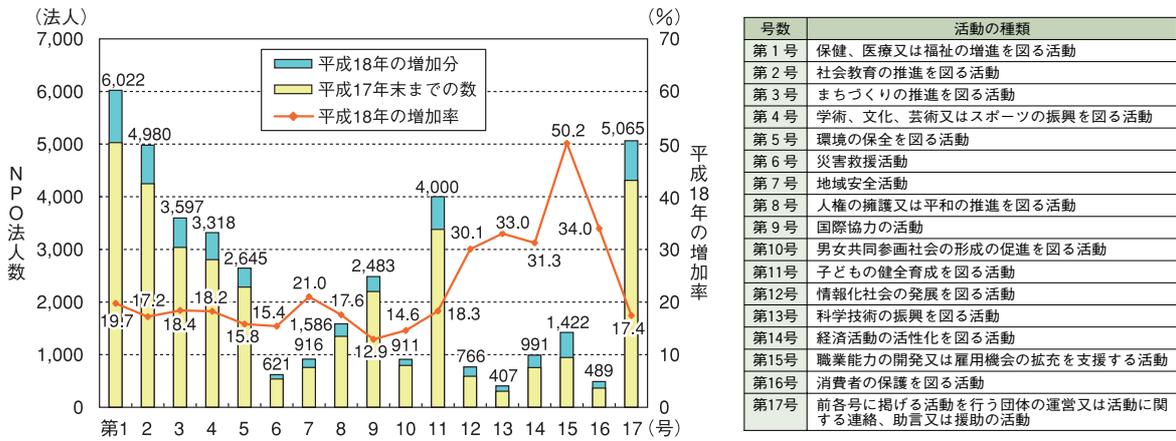
注：NPO法人数は各年12月末現在、各都県の人口は平成18年10月1日現在の値である。
資料：内閣府資料及び「10月1日現在推計人口」(総務省)により国土交通省国土計画局作成

1) 特定非営利活動法人：「特定非営利活動促進法」(平成10年法律第7号)に基づき認証された法人。

平成18年における首都圏各都県別の認証状況をみると、NPO法人数、人口当たりの法人数、平成17年からの一年間の増加数は、東京都が最も多い。また、群馬県については、NPO法人数は比較的少ないが、人口当たりの法人数は東京都に次いで2番目となっており、人口当たりの法人数の全国平均を上回っている（図表2-3-2）。

次に、首都圏におけるNPO法人について、活動分野別の認証状況をみると、保健、医療又は福祉の増進、社会教育の推進、他団体の支援等の分野が多くなっている。また、平成18年一年間の増加率については、平成15年改正のNPO法により追加された、第12～16号の活動分野において高くなっている（図表2-3-3）。

図表 2-3-3 首都圏における活動分野別のNPO法人認証状況（平成18年12月末現在）

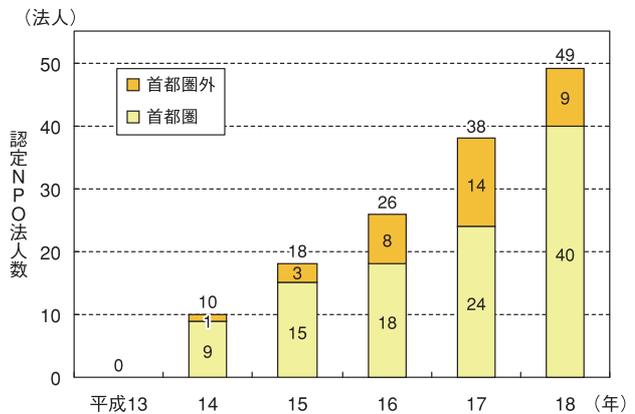


注1：号数及び活動の種類は、NPO法に基づいている。
 注2：第12～16号は、改正NPO法（施行日：平成15年5月1日）により追加された活動の種類である。
 注3：ひとつの法人が複数の号の活動を行う場合、各号を1法人として複数計上している（総活動数40,219）。
 資料：内閣府資料により国土交通省国土計画局作成

(2) NPO法人への支援

NPO法人に係る税制上の措置としては、NPO法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（認定NPO法人）に対して支出した寄附金について、寄附金控除等の対象とする措置が平成13年10月から講じられている。その後、この認定NPO法人制度については、認定要件の緩和、みなし寄附金制度²⁾の導入等の改正が行われてきた。首都圏における認定NPO法人数は、平成18年末現在で40（全国では49）となっている（図表2-3-4）。

図表 2-3-4 租税特別措置法に基づく認定NPO法人数の推移



資料：国税庁資料により国土交通省国土計画局作成

2) みなし寄附金制度：収益事業に属する資産のうちから、収益事業以外の事業のために支出した金額について、寄附金の額とみなし、収益事業に係る課税所得の計算上、他の寄附金とあわせ寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入できる制度。

2. テレワークの推進

（政府の取り組み）

I Tを活用して、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方であるテレワークについては、平成17年度時点におけるテレワーク人口比率が約10%と推計されているが、I T戦略本部が平成18年に策定した「I T新改革戦略」及び「重点計画-2006」において、「2010年までに適正な就業環境の下でのテレワーカーが就業者人口の2割を実現」とされており、長距離通勤の削減、育児をしながら働くことができる環境の整備等のため政府全体で取り組みが進んでいる。

平成18年度には、産学官からなる「テレワーク推進フォーラム」との連携のもと、セミナーの開催などのテレワーク普及活動が実施されるとともに、様々な事業者等が利用可能なテレワーク共同利用型システムが検討された。このシステムについては平成19年度に実証実験が実施される予定である。

さらに、企業の取り組みを促進するため、テレワーク設備投資に関する税制支援が平成19年度から創設されたところである。

（企業の取り組み）

テレワークについての先進的取り組みをしている企業では、首都圏を中心にテレワーク適用職種の範囲等を大きく拡大しており、これに伴い、オフィスの形態や配置も効率的に再編される等の変化が起こっている。

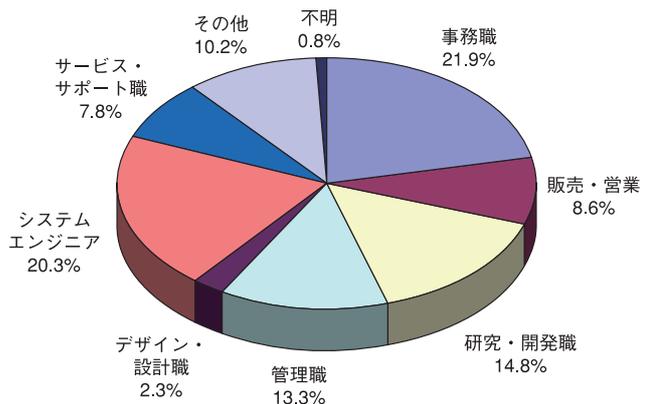
今後、企業における団塊世代の大量退職を背景とした人材確保へのニーズの高まりやユビキタスな情報環境の整備等にあわせて、企業におけるテレワークのさらなる拡大が期待される。

（地域の取り組み）

テレワークの一つの形態であるSOHO（small office home office）型の就労支援については、既存施設をSOHO支援の拠点施設として活用するなど首都圏の各地で取り組みが進んでいる。

三鷹市は「SOHO CITY みたか構想」を掲げ、SOHOを活かしたまちづくりを第三セクター「株式会社まちづくり三鷹」等により推進してきたが、平成18年度は団塊の世代の起業等への支援を開始するなど取り組みを充実させている。

図表 2-3-5 テレワーク適用の職種



注：データは調査に参加した17の企業・団体に所属する在宅勤務者128名へのアンケート調査から算出。
資料：(社)日本テレワーク協会資料（平成17年度厚生労働省委託事業）により国土交通省国土計画局作成

3. 高齢者等の生活・社会的活動への支援

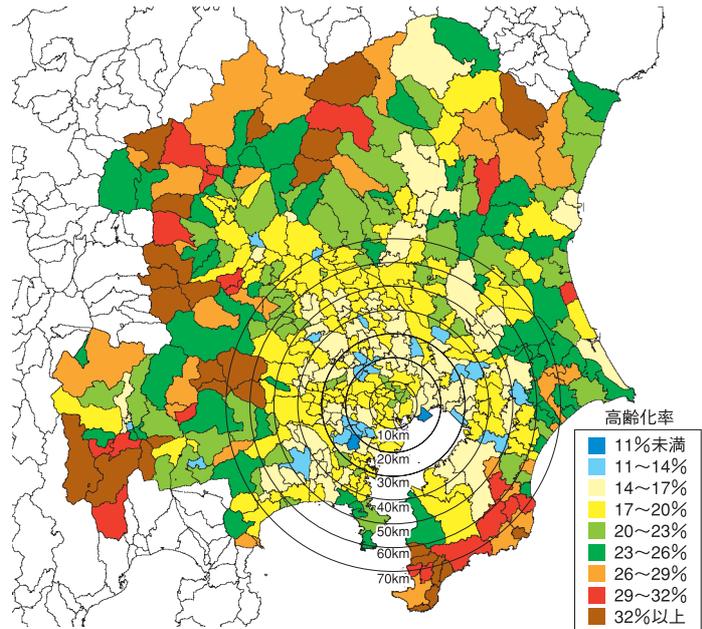
(1) 首都圏における高齢化の状況

平成17年10月1日現在、首都圏における高齢化率の高い地域は、主に東京都心から概ね60km以上離れた首都圏外縁部に多く存在している（図表2-3-6）。

東京都心からの距離圏別¹⁾に高齢化の状況をみると、首都圏外縁部だけでなく、10km圏でも外縁部ほどではないものの、高齢化率が高くなっており、30km圏は比較的高齢化率の低い地域であることがみてとれる。

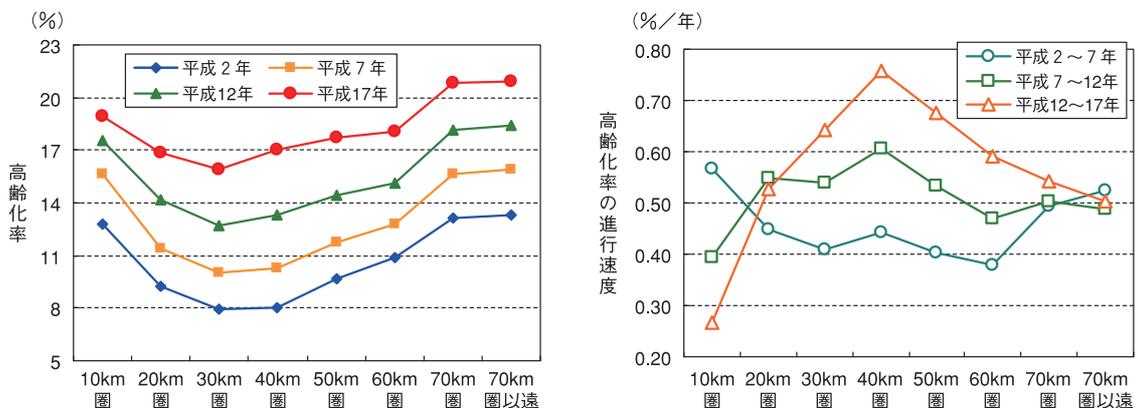
平成2～7年では、10km圏及び外縁部といった従来から高齢化率の高かった地域で高齢化の進行速度が速かったが、平成7年以降では逆に、30、40km圏等の比較的高齢化率の低い地域の進行速度の方が速く、40km圏については平成17年の高齢化率が平成7年の約1.7倍となっている（図表2-3-7）。

図表2-3-6 首都圏における高齢化の現状



注：平成17年10月1日現在の状況。
資料：「国勢調査」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

図表2-3-7 首都圏における近年の高齢化の進行状況



資料：「国勢調査」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

1) 本節で用いる距離圏とは、旧東京都庁（東京都千代田区）を中心として半径10kmごとの円で区分した同心円状の距離帯をいう。例えば20km圏とは、中心から10～20kmの距離帯を表す。また、各市区町村がどの距離圏に属するかは、中心から市区町村の役所までの距離により判別する。

(2) 住まい・まちづくりをめぐる高齢者等支援の動き

首都圏における、このような高齢化の状況の中、高齢者をはじめ誰もが安心して暮らすことができる環境を整備するため、様々な取組が進められている。

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(平成13年法律第26号)では、高齢者単身・夫婦世帯等向けにバリアフリー化された優良な賃貸住宅の民間活力による供給を促進することを目的とした「高齢者向け優良賃貸住宅制度」が創設され、首都圏におけるその認定戸数は、平成18年3月末時点で2,304戸となっている(図表2-3-8)。

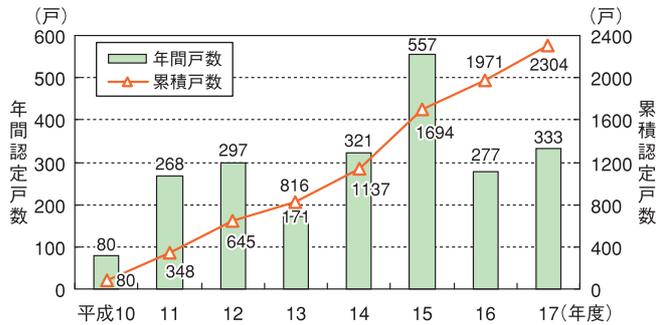
また、旧ハートビル法²⁾等では、バリアフリー対応の認定を受けた「認定建築物」に対する支援措置の拡大など制度の充実が図られ、首都圏における認定件数は平成18年3月末時点で797件となっている(図表2-3-9)。

公共交通施設については、旧交通バリアフリー法³⁾等により、高齢者、身体障害者等の移動の利便性・安全性の向上が図られ、同法等に基づく基本構想を作成している首都圏における市区町村は、平成18年12月末時点で、首都圏の約19.1%にあたる70市区町村となっている(図表2-3-10)。

さらに、平成17年7月には、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、今後、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限りすべての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念に基づき政策を推進するため、「ユニバーサルデザイン政策大綱」が策定されている。

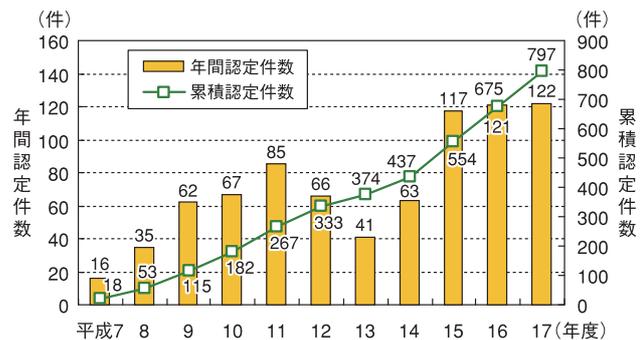
平成18年12月には、バリアフリー施策を総合的に展開するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)が施行されている。

図表 2-3-8 高齢者向け優良賃貸住宅の認定状況(首都圏)



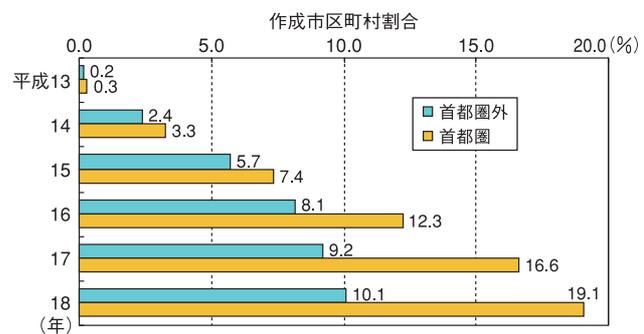
注：(財)高齢者住宅財団調べの数値であり、独立行政法人都市再生機構が整備したものは含んでいない。
資料：(財)高齢者住宅財団資料により国土交通省国土計画局作成

図表 2-3-9 旧ハートビル法等に基づく認定件数の推移(首都圏)



資料：国土交通省

図表 2-3-10 旧交通バリアフリー法等に基づく基本構想の作成状況



注：各年12月末現在における作成状況。市区町村割合は、平成18年12月31日時点の市区町村数で計算している。
資料：国土交通省

- 2) ハートビル法：「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成6年法律第44号)の通称。平成18年12月の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の施行に伴い廃止された。
- 3) 交通バリアフリー法：「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年法律第68号)の通称。平成18年12月の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の施行に伴い廃止された。